

口座売買の抑止に係る 官民一体・業界横断的な広報について



令和6年の特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害総額は過去最悪となっており、令和7年においても、引き続き増加傾向にあり、深刻な情勢が継続しています。こうした詐欺などの被害金の送金先として、不正に売買・譲渡・貸与された預貯金口座が悪用されています。

このような口座の悪用を止めるため、今般、銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫と金融庁・警察庁が連携し、口座の売買等が違法であることを国民の皆さんに周知する官民一体・業界横断的な広報コンテンツを作成しました。

軽い気持ちで口座売買等を行った場合、新規に口座を開設できなくなるなど、人生に重大な影響を及ぼしかねません。こうした行為には、絶対に関与しないでください。



こちらからご覧いただけます

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/ginkou/20251128/20251128.html>



写真：左から広報動画お披露目会で本件を紹介する当庁・柳瀬総括審議官、全国銀行協会・上野企画委員長、警察庁・重松刑事局長



[写真：閣議後大臣会見で本件を紹介する片山金融担当大臣]